◉週刊T&Amaster　商品概要　https://www.sn-hoki.co.jp/shop/item/2531.html
☎0120-6021-86　見本誌請求 https://www.lotus21.co.jp/mihonsi.html
立ち読みコーナー　https://www.lotus21.co.jp/ta

相続放棄、成年後見、連系工事負担金、通行地役権、未分割財産、貸付事業用宅地等

相続税実務における よくある誤解　第８弾



本特集では、相続税実務において判断を誤りやすく、課税関係に大きな影響を及ぼし得る論点を取り上げ、関係法令・通達や裁判例等を踏まえて検討する。

今回は、相続放棄を活用した相続税の軽減と否認リスク、成年後見人が選任されていない場合の小規模宅地等の特例等の適用手続、純資産価額による非上場株評価における連系工事負担金の取扱い、通行地役権の相続税法上の財産該当性と評価上の取扱い、第二次相続での共有持分権の取得と相続税法上の分割要件の関係、空室期間と貸付事業用宅地等の該当性という6つの事例を取り上げる。

いずれの事例も、課税当局の視点を意識し、関係法令・通達や裁判例のほか、国税庁の質疑応答事例・情報等を根拠として、結論に至るまでの考え方を示している。また、具体的な事例に即して論点を整理し、税務上の取扱いを分かりやすく解説することで、相続税を専門とする税理士等の実務に資する内容としている。相続税実務における判断や相談業務の一助としていただきたい。

▶相続放棄を活用した相続税の軽減と否認リスク

母の相続放棄により娘は生命保険金等の非課税控除と相次相続控除を適用

被相続人の遺産に対する相続税を合法的に軽減する方法として、「相続放棄」を活用する節税策を謳う税理士が少なからず見受けられるが、気になるのは否認のリスクだ。

具体的には、直系尊属（父母等）が相続人である場合において、全ての尊属が相続を放棄（民法938）し、次順位の兄弟姉妹を相続人とすることにより、被相続人の遺産に対する複数回の相続税の課税を回避するという節税策が見受けられる。例えば、母、長男（独身）及び長女（妹）の３人家族（父及び祖父母は既に他界）の長男（被相続人）に相続が開始したケースにおいて、以下の事実があったとする。

① 被相続人は、妹に全遺産を遺贈する旨の遺言をしていた。
② 被相続人は、妹を受取人として生命保険契約を締結していた（保険料は被相続人が負担）。
③ 被相続人は、亡くなる３年前に養子縁組していた祖父から相続により財産を取得し、相続税を納付していた。

上記ケースでは、遺言があるにもかかわら

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい
見本誌請求ページへ